

(参考資料3)

三崎漁港本港特別泊地及び本港環境整備施設の維持管理及び運営等に関する業務の基準

令和2年1月

神奈川県環境農政局農政部水産課

目次

1	趣旨	1
2	維持管理並びに運営の対象となる区域及び施設概要	1
3	本港特別泊地及び本港環境整備施設の維持管理及び運営等に関する方針	1
4	開場日、利用時間	2
5	指定期間（予定）	2
6	管理運営体制	2
7	業務内容	2
8	業務基準	4
9	維持管理及び運営に係る遵守事項	8
10	緊急時の対応	11
11	指定管理料の支払い	12
12	その他	12
13	指定管理者と県の経費負担区分	13
14	別紙様式	14

三崎漁港本港特別泊地及び本港環境整備施設（以下「本港特別泊地及び環境整備施設」とする。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この基準によります。

1 趣旨

本基準は、本港特別泊地及び環境整備施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とします。

2 維持管理並びに運営の対象となる区域及び施設概要

(1) 設置目的

三崎漁港を一時的に利用するプレジャーボートを本港特別泊地に集約することによって、プレジャーボートと漁船を分離し、円滑な漁業活動を確保するとともに秩序ある漁港利用を推進するため、本港特別泊地を設置します。また、水産と観光・商業の機能を併せ持つ集客施設として整備された「三崎フィッシャリーナ・ウォーフ」と連携し地域振興を図るため、駐車場、交流広場、特定目的岸壁を設置します。

(2) 名称 本港特別泊地及び本港環境整備施設

(3) 位置 三浦市三崎5丁目167番2号、4号、11号の一部

(4) 施設等の概要

ア 本港特別泊地

(ア) 水域施設 155m×20m (3,100m²)

(イ) 特定目的岸壁 155m

イ 本港環境整備施設

(ア) 駐車場 1,640m² 駐車台数 50台

(イ) 交流広場 1,201.67m² あずまや1棟

(ウ) その他通路等 2,548m²

(エ) 照明設備 (特定目的岸壁7基、道路6基、駐車場4基、広場4基)

ただし、「三崎フィッシャリーナ・ウォーフ」として東部漁港事務所が神奈川県漁港管理条例に基づき占有許可を与えている箇所は除きます。

3 本港特別泊地及び環境整備施設の維持管理及び運営等に関する方針

指定管理者は、次の運営方針を十分に理解し、適切な施設運営に努めなければなりません。

- (1) 本施設の設置目的は三崎漁港を一時的に利用するプレジャーボートを本港特別泊地に集約することによって、プレジャーボートと漁船を分離し、円滑な漁業活動を確保することで秩序ある漁港利用を推進するとともに、水産と観光・商業の機能を併せ持つ集客施設「三崎フィッシャリーナ・ウォーフ」と連携した地域振興を図るものです。
- (2) 本港特別泊地及び環境整備施設は、公の施設であることから、利用者の平等利用が確保されるように努めるものとします。
- (3) 利用者へのサービス向上のための取組を行うものとします。
- (4) 当該施設が最大限有効活用されるよう利用促進を行うものとします。

- (5) 施設内の施設・設備等について良好な状態に保つものとしします。
- (6) 施設内の施設・設備等に破損や故障が発生し、利用者の安全を脅かす事態が生じた場合、利用者の安全を確保するため必要な処置を講ずるものとしします。

4 開場日・利用時間

(1) 本港特別泊地

ア 開場日 通年

イ 利用時間

指定管理者が、利用者ニーズや採算性等を踏まえ、知事の承認を得て利用時間を別に定めます。

(2) 本港環境整備施設(駐車場)

ア 開場日 通年

イ 利用時間

指定管理者が、利用者ニーズや採算性等を踏まえ、知事の承認を得て、利用時間を別に定めます。
ただし、1日を超える停係泊はできません。

5 指定期間(予定)

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

6 管理運営体制

施設の維持管理と運営等に係る業務の適切な遂行並びに総合的な把握及び調整を行うため、次の職員を配置しなければなりません。

(1) 責任者(1名)

業務を適正に実施するために必要な相当の知識及び経験を有する者を配置すること。

(2) 職員

施設の適切かつ安全な管理運営と受付案内、料金徴収を行うための職員を配置すること。

(3) 職員の選定

職員は、その業務内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者としします。

7 業務内容

(1) 施設の維持管理業務

ア 駐車場の管理運営業務

イ 交流広場の管理運営業務

ウ 植栽の維持管理業務

施設内の植栽の維持管理業務

エ 照明灯の維持管理業務

照明灯の電球交換等の管理業務

オ 施設の清掃管理業務

駐車場、交流広場、植栽など施設の清掃業務

カ 施設の巡視、保守点検業務（以下「巡視等」という。）

施設内の巡視等により日常点検を行い、異常発見の場合は、処置を行い施設内の安全を確保する業務

キ 施設の小破修繕業務

本港特別泊地及び環境整備施設内の施設、設備等の破損、老朽化した場合等の修繕方法の検討、見積書の徴収、修繕の実施及び修繕データを保存する業務（ただし、13頁「指定管理者と県の経費負担区分」により、県が負担するものについては除きます。）

ク 帳簿の記帳業務

本港特別泊地及び環境整備施設の管理に係る収入及び支出に関する記帳業務

ケ 県及び指定管理者の協議・連携業務

- (ア) 事業報告書等を作成し、県へ提出する業務、県への指定管理料の請求
- (イ) 県の決定権限に属する施設利用に対して、問い合わせがあった場合の連絡業務
- (ウ) 本港特別泊地及び環境整備施設に係る経費を措置するための予算の基礎資料の作成
- (エ) 県が業務に必要な資料等の提出を求めたときの対応業務

(2) 施設の運営に関する業務

ア 施設利用者に対する受付・案内業務

- (ア) 施設の利用者からの口頭、電話等による問い合わせに対する案内業務
- (イ) 本港特別泊地及び環境整備施設の利用に対する受付、案内業務
- (ウ) 利用届出書の提出指導、受理

特別泊地利用者からの「本港特別泊地利用届出書」（別紙様式1）の提出指導及び受理業務

イ 利用指導業務

- (ア) 利用者への情報伝達と処置
施設利用に係る利用方法の指導や注意喚起等の業務
- (イ) 特別泊地への艇の誘導等
係留場所や係留方法に関する艇の誘導業務
- (ウ) 係留艇の指導
艇の安全な出入港及び係留、利用者への必要な指導など、艇及び利用者の安全確保のための業務
- (エ) 係留補助業務
艇の安全な係留のための指導、補助を行う業務

ウ 利用料金の徴収

本港特別泊地及び本港環境整備施設（駐車場に限ります。）の利用料金を徴収し、その処理を行う業務。

エ 利用の制限に関する業務

- (ア) 利用目的に添った利用に関する指導
特別泊地を利用する目的と異なる状態を確認した場合の是正指導に関する業務

- (イ) 施設利用に関する指導
停係泊利用に関する制限を行う業務

オ 利用促進業務

- (ア) 利用促進に係る活動を行う業務
- (イ) 利用実態基礎データ収集業務
利用実態分析を行うためのアンケートを実施しニーズの把握に努める業務

(3) その他

その他、この仕様書に定めのない場合で、利用にあたって対応が必要となった場合に実施する業務。

8 業務基準

(1) 施設の維持管理業務

ア 駐車場の管理運営業務

- (ア) 駐車場に関する機器等の管理
出入ゲート、精算機等（駐車場関連機器）の維持管理を行い常に正常に作動するようメンテナンス等を行うこと。
- (イ) 駐車場利用状況の県への報告
駐車場利用の状況について、「本港環境整備施設（駐車場）利用状況報告書」（別紙様式2）に基づき県へ報告を行うこと。
- (ウ) 案内標識等の維持管理
駐車場利用に関する案内や注意事項について利用者に対して注意喚起を促すように適宜案内表示を行うこと。

イ 交流広場の管理運営業務

交流広場の適正な運営を図り、注意事項について利用者に対して注意喚起を促すように適宜案内表示を行うこと。

ウ 植栽の維持管理業務

施設内の植栽の剪定及び害虫駆除を適宜行うこと。

エ 照明灯の維持管理業務

施設周辺の照明灯について電球の交換や維持管理を行うこと。

オ 施設の清掃業務

駐車場、交流広場など施設の清掃を行い、適正に処分すること。また、必要に応じ除草を行うこと。

カ 施設の巡視、保守点検業務（以下「巡視等」という。）

(ア) 巡視等の回数

午前1回、午後1回、施設の巡視等を行い、その状況を「業務日報」（参考資料7）に記

載すること。

- (イ) 巡視等による異常発見の場合の応急処置及び報告を行うこと。
- (ウ) 駐車場の照明灯の電球交換及び小破修繕等維持管理を行うこと。

キ 施設の修繕業務

(ア) 応急的修繕

- a 本港特別泊地及び環境整備施設内の施設、施設等の破損、老朽化した場合等で、安全又は管理運営上、直ちに修繕を行う必要がある場合は、早急に修繕方法の検討及び見積作成等を行うこと。また、その結果を基に、指定管理者は早急に修繕を実施すること。
- b 修繕の実施にあたって、費用が5万円未満の修繕については指定管理者が、5万円以上の修繕を実施しようとする場合は、あらかじめ県と協議すること。

(イ) 計画的修繕

- a 本港特別泊地及び環境整備施設内の施設、施設等の破損、損壊、老朽化した場合等で、安全又は管理運営上、次年度以降の計画において対応が可能な修繕については、必要修繕項目、修繕内容、修繕方法、必要金額、優先順位等を整理し、県に報告すること。
- b 県は、前記 a の結果を基に計画的に実施する修繕項目を選定し、県及び指定管理者は、次の c による区分により、次年度以降に修繕を実施すること。
- c 修繕の実施にあたって、5万円以下の修繕については、応急的修繕又は計画的修繕にかかわらず指定管理者の負担とし、指定管理者は適切な時期に修繕を実施すること。

(ウ) 災害に伴う修繕

台風、大雨、地震等の災害により発生した被害に対する修繕については、前記にかかわらず、県の負担で実施する場合がある。なお、災害により発生した被害に対する修繕を実施しようとする場合は、あらかじめ県と協議すること。

(エ) 記録の保存

修繕を実施した場合、今後の修繕方法や時期を検討するための資料として蓄積するため、記録の保存を行うこと。また、報告書、写真等の記録については、東部漁港事務所へ提出すること。

ク 帳簿の記帳業務

本港特別泊地及び環境整備施設の管理に係る収入及び支出について、適切に帳簿に記帳し、当該収入及び支出に係る証拠書類は、次年度の4月1日から起算して帳簿、証拠書類は5年間保存しなければなりません。また、指定期間終了時に県の指示に従って引き渡すこととします。

なお、これらの関係書類は、県が閲覧を求めた場合は、これに応じなければなりません。

ケ 県及び指定管理者の協議・連携業務

(ア) 事業実績報告書等の提出

指定管理者は、指定管理料の支払の対象となる期間終了後、速やかに業務総括書（参考資

料8)を提出しなければなりません。

毎年度(4月1日から翌年3月31日まで)終了後に、事業全般に係る事業実績報告書(参考資料9)を翌年度の4月末までに提出しなければなりません。報告書には次の内容を含むものとします。

- a 施設の維持管理と運営に関する業務の実施状況及び利用者の利用状況
- b 利用にかかる料金の収入実績
- c 管理にかかる経費の収支状況
- d 業務の実施に関し改善すべき事項がある場合にはその内容
- e 業務委託実績報告書
- f 財務書類
- g 労働環境セルフチェック
- h その他協定書で定める事項

(イ) 事業報告

施設管理の適正に資するため「業務日報」(参考資料7)、「本港特別泊地利用状況報告書」(別紙様式3)、「本港環境整備施設(駐車場)利用状況報告書」(別紙様式2)、「本港特別泊地利用届出書」(別紙様式1)、及びその他(緊急時の対応)等を毎日整理し、月ごとにまとめ、「業務月報」(参考資料7)とともに翌月の10日までに東部漁港事務所長に報告すること。

(ウ) 事業計画書等の提出

2年度目以降の業務を行うにあたって、業務を行う年度の前年度の6月末までに当該年度の事業計画、人員配置計画及び収支計画を作成して県に提出し、協議すること。

(エ) 実績報告書及び事業計画書等の公表

毎年度の実績報告書及び事業計画書等をホームページに掲載し、県民への周知に努めること。

(オ) 県の決定権限に係る書類の送付

次の事項は、県が権限を有するため、問い合わせがあった場合は、適切な対応をすることとし、申請書の提出があった場合は、東部漁港事務所へ送付すること。

a 漁港施設の占用の許可等

(例:漁港施設に定着する工作物の新築、改築、増築、移転、除去)

(カ) 本港特別泊地及び環境整備施設に係る経費を措置するため、毎年予算要求のための資料を作成しなければなりません。

(キ) その他

県が業務に必要な資料等の提出を指定管理者に対して求めたときは、誠意を持って協力、対応を行うものとします。

(2) 施設の運営に関する業務

ア 施設利用者に対する受付・案内業務

(ア) 本港特別泊地について

- a 利用届出書の提出
利用者が特別泊地へ入港後、すみやかに受付を行い「本港特別泊地利用届出書」（別紙様式1）に記入させること。
- b 本港特別泊地では、ヨット等への給油はできません。
- (イ) 本港環境整備施設（駐車場）について
 - a 駐車場を利用できる車両は、原則として長さ5.3m、幅2.0m、高さ2.1m以内とし、これを超えるものは駐車できません。
 - b 迷惑駐車防止
駐車場として指定している場所以外の施設利用者による駐車は、事故発生を誘発するなど危険を伴うため、指定の駐車場に駐車させるよう周知に努めること。
 - c 原動機の停止
施設内の駐車場に駐車している自動車については、原動機を停止させるよう周知に努めること。
 - d 駐車場内での事故防止等
駐車場内における交通事故や盗難、火災等の事故防止に努めること。

イ 利用指導業務

(ア) 利用者への情報伝達と処置

施設の利用に関する定め及び注意事項などの情報を利用者に周知するため、必要な掲示等を行うとともに、適宜、注意喚起を行うこと。

(例) 気象等の注意報あるいは警報等の発令状況、港内徐行、航路の遵守、進入自粛海域に係る注意喚起等

(イ) 特別泊地への艇の誘導等

特別泊地へ艇の係留をしようとする者を認めた場合は、速やかに係留場所や係留方法について利用者に指導を行い、施設の有効利用と艇及び利用者の安全確保に努めること。

(ウ) 係留艇の指導

台風接近や、時化が想定されるときは、艇の係留状況を確認し、係留状態が不備な艇については、利用者に連絡するとともに、必要な指導及び履行確認を行うこと。

(エ) 係留指導業務

利用者が安全に艇を係留できるよう技術的な支援を行う。また、繁忙期など特別泊地内に艇の停係泊数が多い場合は、艇どうしの接触事故を防ぎ、安全に艇が出港できるよう誘導を行うこと。

ウ 利用料金の徴収

(ア) 本港特別泊地停係泊料

a 特別泊地停係泊料は、神奈川県漁港管理条例に定める範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定めることとし、定められた利用料金以外の料金を徴収してはなりません。

b 本港特別泊地に艇が停係泊した場合は利用料金を徴収すること。

c 利用料金を徴収した場合は、領収書（別紙様式4）を発行すること。

d 利用料金の徴収は、管理時間内とします。

(イ) 駐車場利用料金

a 駐車場利用料金は、神奈川県漁港管理条例に定める範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定めることとし、定められた利用料金以外の料金を徴収してはなりません。

b 駐車場の入出庫は、ゲート方式とし、利用料金は出庫時の精算払いとします。

エ 収納金の処理

徴収した利用料金は適正な保管場所に保管しなければなりません。

オ 利用の制限に関する業務

(ア) 本港特別泊地について

a 利用目的と異なる状態を確認した場合は、利用者に必要な指導を行うとともに、東部漁港事務所に報告すること。

b 安全に停係泊できない状況が生じた場合は、利用の制限を行うこと。

(イ) 本港環境整備施設（駐車場）

駐車場に駐車できる車両数は50台でこの台数を超えた場合は、利用の制限を行うなど必要な対応をとること。

カ 利用促進業務

(ア) 利用促進に係る活動を行う業務

指定管理者は、法令等からみて支障のない範囲において利用促進に係る活動を積極的に行うこと。

(イ) 利用実態基礎データ収集

利用実態分析を行うために適宜利用者に対するアンケートを実施し利用者のニーズの把握等に努めること。

キ その他

その他、この基準書に定めのない場合で、利用にあたって対応が必要となった場合に実施する業務。

9 維持管理及び運営に係る遵守事項

(1) 関係法令等の遵守

業務を遂行する上で、次の関連する法令等を遵守することとします。

ア 地方自治法

特に第244条第2項及び第3項に留意し、指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が施設を利用することを拒んではいけません。指定管理者は、住民が施設を利用することについて、不当な差別的取扱をしてはいけません。

イ 国有財産法、漁港漁場整備法、漁港漁場整備法施行令、漁港漁場整備法施行規則、漁港漁場整備法施行細則

ウ 神奈川県漁港管理条例、神奈川県漁港管理条例施行規則

エ 神奈川県財務規則

オ 神奈川県個人情報保護条例、神奈川県情報公開条例

カ 施設設備の維持管理に関する法規

- ・ 建築基準法（建築設備の定期点検等）
- ・ 電気事業法（技術基準の維持等）
- ・ 消防法（消防計画の提出等）*
- ・ 水道法（貯水槽清掃等）
- ・ 下水道法（汚水処理施設保守管理等）
- ・ 健康増進法（特定給食施設の衛生管理）
- ・ 大気汚染防止法（ボイラー等運転管理等）
- ・ 労働安全衛生法（第一種圧力容器性能検査等）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 特定家庭用機器再商品化法
- ・ PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- ・ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（ボイラー等運転管理等）
- ・ 神奈川県海水浴場等に関する条例（プール水質検査等）

キ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の労働関係法規

ク その他の関係法令

*詰所の形態によっては消防法の適用は受けない場合があります。

ケ 行政機関が定めた計画、指針、要綱、通知等

- ・ 神奈川県地域防災計画

(2) 利用者数等の目標について

施設の設置及び維持管理、運営における有効性の評価と利用促進を図るため、東部漁港事務所と指定管理者が協議の上、年度ごとに目標を設定することとし、両者はこの目標の達成に向け、鋭意努力しなければなりません。

(3) 行政手続条例の適用

施設の利用承認等の手続にあたり、指定管理者が行政庁となって神奈川県行政手続条例が直接適用される条項については、指定管理者は当該条項を遵守することとし、同条例が直接適用されない第4章「行政指導」については、指定管理者は、その趣旨に則り同条例に準じた取扱いをすること。

また、不利益処分をする場合の事前手続にあたり、指定管理者に直接適用されない神奈川県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則については、指定管理者は、その趣旨に則り同規則に準じた取扱いをすること。

(4) 神奈川県暴力団排除条例の適用

神奈川県暴力団排除条例第11条第2項の規定により、当該施設の利用が暴力団の利益になるおそれがあると認められる場合は、神奈川県警察本部に照会し、必要に応じて、排除措置（利用の受付をしないこと）を講じること。

(5) 文書の管理・保存

神奈川県行政文書管理規程及び同運用通知に基づいて、別途、文書の管理に関する規程等を

定め、業務の実施に伴い作成し、又は受領する文書等を適正に管理・保存すること。

作成・受領した文書等は、指定期間の終了後又は指定の取消し後に、県の指示に従って引き渡すこと。

ただし、法令等の規定により、指定管理者である事業者には保存が義務付けられている文書等は除く。

(6) 守秘義務

業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

また、業務の一部を第三者に委託した場合には、第三者が管理業務を行うにあたり業務上知り得た内容を他の第三者に漏らさないよう必要な措置を講じなければならない。

なお、指定期間の終了後又は指定の取消し後も同様とする。

(7) 個人情報の保護（神奈川県個人情報保護条例の適用）

個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び神奈川県個人情報保護条例の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めること。

また、指定管理業務の実施により知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理の確保を図るため、指定管理者は、別途、個人情報の取扱いに関する規程等を定め、公表すること。

なお、個人情報の漏えい等の行為には、神奈川県個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場合があることに留意すること。

(8) 情報システムの管理

情報システム等を用いて、個人情報等の管理業務上重要な情報を取り扱う場合には、第三者の専門機関による当該情報システム等の安全性の確認を受ける等、情報漏えい等の事故防止対策を確実に行うこと。

(9) 情報公開（神奈川県情報公開条例の適用）

神奈川県情報公開条例に基づき、管理している文書の公開に努めること。

また、文書の公開を行うにあたっては、別途、情報の公開に関する規程等を定め、この規程等により行うこと。

(10) 環境への配慮

ア 神奈川県庁温室効果ガス抑制実行計画（以下「実行計画」といいます。）に沿って、温室効果ガスの排出量の削減に努めるとともに、知事部局が、エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」といいます。）に基づいて行う定期報告等の業務に必要な事務を行うこと。

（主な取組）

(ア) 実行計画に沿って、温室効果ガスの削減の目標を設定し、その目標を達成するための取組を推進すること。

(イ) 知事部局及び教育委員会が省エネ法等に基づき定期報告等の業務を行うために必要なエネルギーの使用状況、エネルギーを消費する設備やその改善等に関する状況を報告すること。

イ 県の環境マネジメントシステムに沿って、環境に配慮した指定管理業務の実施に努めるこ

と。

(主な取組)

(ア) 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、また、廃棄にあたっては、資源の有効活用や適正処理を図ること。

(イ) 電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取組を推進すること。

(ウ) 化学物質・感染性廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。

(エ) 施設の利用者等に対して環境の保全及び創造に関する情報提供に努めるとともに、業務に従事する者に対する教育及び学習の推進に努めること。

(11) 障害者差別解消法の適用

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条の規定により、差別解消に向けた合理的配慮の提供に努めること。

指定管理業務の実施にあたっては、「神奈川県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた合理的配慮の提供に努めること。

(12) SDGsへの取組

施設の管理運営において、SDGsを意識して取り組むこと。

10 緊急時の対応

(1) 事故発生時の対応

ア 事故拡大の防止及び利用者の安全の確保に努めるものとします。

イ 事故発生時には三浦消防署、三崎警察署、横須賀海上保安部、東部漁港事務所等、関係機関への迅速な連絡を行うこと。

ウ 事故状況の把握に努め、当事者の確認や写真撮影など記録の保管、その他適切な処理を行うこと。

エ 事故処理後は東部漁港事務所へ事故報告書を作成し、報告を行うこと。

(2) 災害発生時の対応

ア 台風、波浪、高潮、地震、大雨等の情報を把握し、防災に関する適切な対応を行うこと。

イ 利用者の適切な救助、誘導を行うこと。

ウ 災害発生により被害が生じた時は東部漁港事務所へ迅速な連絡を行うとともに、必要があれば、消防署、警察署、横須賀海上保安部等関係機関への速やかな連絡を行うこと。

エ 被害状況の把握に努め、当事者の確認や写真撮影など記録の保管その他適切な処理を行うこと。

オ 簡易な現状復帰を行うとともに被害状況について東部漁港事務所へ適宜連絡を行うこと。

(3) 指定管理者が東部漁港事務所へ報告する事項については、次の項目等に関することについて行うものとします。

ア 緊急事態の内容

- イ 発生日時
- ウ 発生場所
- エ 関係者（死傷者等）の氏名、人数
- オ 連絡を受けた相手方、所属、電話番号
- カ 連絡をした関係者等及び連絡内容
- キ 処置内容

(4) その他

当該施設外であっても、施設利用者等から海難事故等の連絡があれば、必要に応じ応急処置を行うとともに、次の連絡先を参考に関係機関等に直ちに連絡するものとします。

(例) 利用者の航行中における艇の機関停止、利用者のけが、病気、油の流失などの連絡

利用者等

《連絡先》

↓ (連絡)

責任者 →

東部漁港事務所、横須賀海上保安部、横浜海上保安部、
 NPO法人神奈川県水難救済会、三浦消防署、三崎警察署、
 三浦市立病院（その他、救急指定病院等）、
 みうら漁業協同組合、三和漁業協同組合、
 その他関係機関

11 指定管理料の支払い

神奈川県漁港管理条例第18条に規定する本港特別泊地及び本港環境整備施設の維持運営にあたっては、利用料金制をとることとし、県は施設の維持運営管理に必要な指定管理料を指定管理者に支払う。この場合の金額、支払時期、支払い方法等の細目については、協議の上、協定で定めることとします。

12 その他

指定管理者は、この基準に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定するものとします。

13 指定管理者と県の経費負担区分

項 目	指定管理者 (指定管理料 及び利用料 金)	県(指定管理 料外)
一時停係泊特別泊地の停係泊者から利用料の徴収	○	
詰所内の物品、現金管理	○	
施設の保守点検に係る経費	○	
施設の維持管理に係る経費(清掃に係る経費及びその処分費を含む)	○	
植栽の維持管理に係る経費	○	
施設の1件当たり50,000円未満の修繕費用	○	
施設の1件当たり50,000円以上の修繕費用		○
駐車場の照明灯の電球交換及びこれに係る経費(1件当たり50,000円未満)	○	
駐車場の照明灯の電球交換及びこれに係る経費(1件当たり50,000円以上)		○
施設賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険	○	
駐車場ゲート・発券機等リース料、事務室備品類リース料、トイレ・詰所リース料等	○	
駐車場ゲート・発券機等メンテナンス料	○	
駐車場利用料金の徴収、現金管理	○	
光熱水費、通信費等	○	
業務の連絡調整に係る経費(旅費等)	○	
消耗品費(清掃用品、事務用品、停係泊指導業務用消耗品、駐車場関連消耗品等)	○	
停係泊施設の整備、改修に係る経費		○
災害時対応(連絡体制確保、被害調査・報告、応急処置)に係る経費	○	
災害復旧(本格復旧)に係る経費		○
事故・火災等による施設の損傷に係る経費(事案により協議)	○	○
施設利用者の被災に対する経費(事案により協議)	○	○
指定管理者に帰責性のない損害賠償		○

14 別紙様式

- 本港特別泊地利用届出書及び実測記録書（別紙様式1）
- 本港環境整備施設（駐車場）利用状況報告書（別紙様式2）
- 本港特別泊地利用状況報告書（別紙様式3）
- 本港特別泊地利用料金領収書（別紙様式4）

(別紙様式1)

領収番号 _____

本港特別泊地利用届出書及び実測記録書

利 用 日 時	年 月 日 () 時 分	船 種 ボート / ヨット
		実測記録 M
		乗船人数 人
住 所		
氏 名		
※電話番号 (携帯)		
船 名		
ホ ー ム ポ ー ト		
船 検 番 号		

※混雑時に移動等をお願いさせて頂くことがありますので、
連絡の付きやすい電話番号をお願いします。

(管理様式ア)

実測記録

船名又は船長名		
艇 種	ボート	ヨット
測 定 日	年 月 日	
実 測 長	メートル	
測 定 担 当		
備 考		

この用紙を受付の際、スタッフにお渡し下さい。
(指定管理者名、住所、電話番号)

(別紙様式2)

年 月 日

神奈川県東部漁港事務所長 殿

指定管理者の長



年 月分本港環境整備施設（駐車場）利用状況報告書

(税込)

日	駐車台数 (台)	利用料金 (円)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
合計		

(別紙様式 3 - 1)

年 月 日

神奈川県東部漁港事務所長 殿

指定管理者の長



年 月分本港特別泊地利用状況報告書

			利用料金			30分以内利用料金※		
日	曜日	天気	ヨット	ボート	合計	ヨット	ボート	合計
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								

※ 30分利用料金は現在の指定管理者の提案により設定しているものです。

(別紙様式3-2)
年 月 日

年 月分本港特別泊地艇長別利用実績集計表

艇長 (M)	ボート数	金額	ボート数 (30分)	金額	ヨット数	金額	ヨット数 (30分)	金額
～6								
6～7								
7～8								
8～9								
9～10								
10～11								
11～12								
12～13								
13～14								
14～15								
15～16								
16～17								
17～18								
18～19								
19～20								
20～21								
21～22								
22～23								
23～24								
24～25								
25～26								
26～27								
27～28								
28～29								
29～30								
30～31								
31～32								
32～33								
33～34								
34～35								
35～36								
36～37								
37～38								
38～39								
39～40								
40～41								
41～42								
42～43								
43～44								
44～45								
45～46								
46～47								
47～48								
48～49								
49～50								
50～51								
51～52								
52～53								
53～54								
54～55								
55～56								
56～57								
57～58								
58～59								
59～60								
計								
利用金額合計								

本港特別泊地利用料金領収書

NO. _____	NO. _____
領 収 書	領 収 書 控
¥ 〇〇〇円	¥ 〇〇〇円
上記金額には、消費税及び地方消費税 相当額〇〇円を含みます。	上記金額には、消費税及び地方消費税 相当額〇〇円を含みます。
但し、本港特別泊地利用料金（艇長〇m）として	但し、本港特別泊地利用料金（艇長〇 m）として
年 月 日	年 月 日
（ 指 定 管 理 者 名 ） 印	指 定 管 理 者 名